

事務連絡
令和2年11月16日



各都道府県旅行業担当 各位

観光庁参事官（旅行振興）

団体ツアー実施における感染防止対策の徹底について

平素より、Go To トラベル事業の円滑な実施にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

観光庁では、新型コロナウイルス感染拡大防止と社会経済活動の両立を図っていくため、観光関連事業者と旅行者の双方において、互いに着実に感染拡大防止策を講じながら、Go To トラベル事業を実施しております。

今月9日の新型コロナウイルス感染症対策分科会「緊急提言」では、「感染リスクが高まる「5つの場面」」として、「大人数、例えば5人以上の飲食では、感染リスクが高まる」ことが示されたことを踏まえ、下記のとおり貴県登録旅行業者への周知方よろしく願います。

記

- ① Go To トラベル事業を利用する団体ツアーにおいては、バス内での食事は禁止すること。
ツアーを主催する旅行業者に対し、バス乗車中の食事は禁止であることを周知徹底するとともに、ツアー参加者にも周知していただくこと。
【対応時期】速やかに対応
- ② Go To トラベル事業を利用する団体ツアーにおいては、飲食は各都道府県におけるGo To イート事業の条件¹を満たすものに限ること。
ツアーを主催する旅行業者に対し、飲食の場においては、例えば、個室、パーティション、テーブルを分ける、アクリル板で区切る等により、物理的に4人以下の単位に分ける措置をとることなどを周知徹底するとともに、旅行事業者によりツアー参加者にも周知していただくこと。
【対応時期】都道府県において対応が固まり次第、11/21（土）以降速やかに対応

¹・食事券・ポイントの利用は、原則として「4人（子供を除く）以下の単位」での飲食とする。
・具体的な対応について、各地域における感染状況等を踏まえ、都道府県知事に早急な検討を要請する。

お知らせ

令和2年11月16日
農 林 水 産 省

「Go To Eat キャンペーン事業」における
感染拡大防止策の強化について（お知らせ）

今月10日の新型コロナウイルス感染症対策分科会「緊急提言」では、「感染リスクが高まる「5つの場面」」として、「大人数、例えば5人以上の飲食では、感染リスクが高まる」ことが示されました。これを踏まえ、本日、GoToEat キャンペーン事業においても以下の対応を行うこととしました。

- ア) 食事券・ポイントの利用は、原則として「4人（子どもを除く）以下の単位」での飲食とする。
- イ) 具体的な対応について、各地域における感染状況等を踏まえ、都道府県知事に早急な検討を要請する。

▶ この考え方の下、各地域における感染状況等を踏まえ、この制限を導入する都道府県においては、以下のような具体的な手法の導入を検討していただきたいと考えています。

- a) 事業参加飲食店には、利用客が「4人※以下の単位」になるよう、パーティション、アクリル板、テーブル、個室等を利用し、同一グループであっても利用客を物理的に分けること。

※この人数制限は、飲食を伴う大人数の懇親会を念頭においており、乳幼児・子ども、高齢者の介助者、障がい者の介助者など、店舗での常識的な範囲での対応まで制限するものではありません。

※家族について特例的な扱いをする場合には、都道府県においてその具体的な対応を検討して下さい。

- b) 事業参加飲食店には、利用客全体に「4人以下の単位」での飲食を呼びかけ、協力いただけない方には食事券やポイントの利用を控えていただくこと。また、この旨を店頭などで周知すること。

- c) さらに、こうした制限を HP 等で利用者に広く周知するとともに、今後の食事券の販売やオンライン予約の際には、利用者から「4人以下の単位」での飲食についての同意を取ること※。

※〔同意取得方法の例〕

- ・食事券の場合は、対面販売時に、食事券を購入することでこの要件に同意したことになる旨の文書を配布。
- ・オンライン予約の場合は、一連の予約手続きの中に、この要件に同意する旨のチェックボックスを追加。

この開始時期については、都道府県の判断にもよりますが、感染拡大がみられる地域では3連休が始まる21日(土)から開始できることが望ましいと考えています。

その上で、それぞれの都道府県において対応が固まり、それを受けて準備ができた飲食店から順次対応して頂きたいと考えています。今後、都道府県とのやりとりが整い次第、その結果をお知らせさせていただきます。

飲食店及び消費者の皆様におかれましては、感染症予防対策への理解と協力をお願いいたします。

お問合せ先
食料産業局 Go To Eat キャンペーン準備室
ダイヤルイン：03-6744-0500